ジェイティービー健康保険組合

総合健診（人間ドック）受診規程

（平成１３年３月１４日健保名称変更）

（平成２２年４月１日一部改定）

（平成２３年４月１日改定）

（平成２６年４月１日改定）

(平成３１年４月１日改定)

(令和2年４月１日改定)

(令和4年４月１日一部改定)

(令和5年４月１日一部改定)

(令和7年４月１日一部改定)

（目　的）

1. ジェイティービー健康保険組合（以下「健保組合」という。）は、被保険者及び被扶養者の生活習慣病及びその他の疾病を未然に防ぎ、健康維持向上のため、人間ドック検査を実施する。

２　人間ドックを利用するときは、この規程の定めるところによる。

（受診資格者）

1. 原則として、満３５歳以上７５歳未満の被保険者並びに健保組合において承認されている被扶養者（配偶者）、及び満４０歳以上７５歳未満の配偶者以外の被扶養者。

２　満３５歳未満の者で、健保組合が特に受診することを認めた者。

３　同一年度内に健保組合が実施する生活習慣病予防健診(被扶養者健診・任意継続者健診)また事業主が実施する定期健康診断を受診していない者（但し、定期健康診断代用不可の人間ドック受診者は除く）。

（医療機関）

1. この適用を受ける医療機関とは、健保組合と一般財団法人日本健康開発財団並びに同機関提携の医療機関、及び株式会社ベネフィット・ワンとの契約により指定された医療機関（＝以下「委託健診機関」という）をいう。なお、委託健診機関との契約による医療機関の詳細については、ホームページ等に掲載するものとする。

（補助金額）

1. 健保組合は第３条に掲げる医療機関の人間ドックを利用したものに対して、次のとおり補助する。
2. 一般財団法人日本健康開発財団並びに提携医療機関　上限定額28,000円
3. 株式会社ベネフィット・ワン　　　　　　　　　　　上限定額20,000円

２　人間ドックの補助は、１年度につき１回とする。

（利用手続）

1. 人間ドックを受診希望する者は、委託健診機関が契約する医療機関にWEB等で直接予約を行うこととする。

 （補助金額の支払）

1. 健保組合は、第３条に掲げる委託健診機関の契約により指定された医療機関での受診者については、第４条で定める補助金額分を請求に基づき支払う。受診者は補助額との差額分を各医療機関の窓口で支払う。

２　前項の委託健診機関との契約により指定された医療機関以外での受診者については、補助金はありません。

（損害賠償）

1. 委託健診機関が契約する医療機関の設備または備品等を毀損、滅失した時は利用者がその賠償の責を負うものとする。

（その他）

1. この規程に定めのない事項について健保組合は、その都度関係者と協議し、理事会がこれを決定するものとする。

附 則

1.この規程は昭和３６年４月１日から施行する。

 2.昭和５０年４月１日改正

 3.平成 １年４月１日 第４条 補助金額の改定

 4.平成 ４年４月１日 第４条 補助金額の改定

 5.平成１１年４月１日 第２条の改定

　6.平成１４年４月１日　第４条３項の追加

　7.平成２２年４月１日 第３条１項医療機関の改定、第５条１項手続きの改定

第６条１項支払方法の改定、第２項の追加

8.平成２３年４月１日　第３条１項医療機関の改定、第５条１項手続きの改定、第６条１項の支払方法の改定、第２項の医療機関の改定、第７条１項の改定

9.平成２６年４月１日　人間ドックの予約･精算等の委託期間が変更となったため、第３条、５条、６条。７条の一部を改定

10.平成３１年４月１日　委託医療機関の改定

11.令和２年４月１日　第４条　補助金額の改定

12. 第2条の3の条文を追加、第3条の医療機関及び掲載媒体を訂正、第4条の補助範囲及び補助金額を改め、令和4年4月1日から施行する。

12.第4条の補助金額を改め、令和5年4月1日から施行する。

13.第2条、第3条、第5条、第6条、第7条の文言の修正、第4条の補助金額を改め、令和7年4月1日から施行する。